

(書式 1 - 2 - 6 - 3)

著作権を相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する下記の著作権を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

記

登録番号	第〇〇〇〇号 - 〇
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
著作物等の題号	〇〇〇〇〇
著作者の氏名	〇〇〇〇
受付番号	第〇〇〇号

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

著作権は登録その他の手続きをすることなく、著作物を創作することによって直ちに発生する権利である。しかしながら、著作権をめぐる取引の安全を確保するため登録制度が設けられており、著作権が登録されている場合は、その登録事項を明記することで著作権を特定する。登録されていない著作権の場合は、著作物の題号・著作者の氏名・作成年月日等により特定することとなる。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所